熊谷市監査委員公告第１３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和８年１１月２０日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　沼　上　政　幸

令和８年度上下水道部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

経営課、水道課、下水道課

⑵　対象事務

令和７、８年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務

ア　必要な帳簿類は整備されているか。

イ　帳票等と現金を突合しているか。

ウ　納入の通知は適正に行われているか。

エ　債権の適正な管理が行われているか。

⑵　契約事務

ア　安易な随意契約を採用していないか。

イ　完了報告を漏れなく受領しているか。

ウ　検査結果通知書等は作成されているか。

エ　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑶　負担金

ア　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。

イ　負担効果の点より整理すべきものはないか。

⑷　工事

ア　工事の実施は計画的に行われているか。

イ　業者選定方法は適正か。

⑸　財産管理

ア　備品購入後速やかに備品登録がされているか。

イ　返納手続をせずに処分していないか。

⑹　その他

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

【主な監査項目】

⑴　収入事務

ア　現金出納簿

イ　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

ウ　水道料金の徴収に関する書類

エ　下水道使用料の徴収に関する書類

オ　農業集落排水施設使用料の徴収に関する書類

カ　水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の不納欠損処分に関する書類

キ　設計審査手数料

ク　受益者負担金

⑵　契約事務

ア　水道料金等未収金回収業務委託

イ　西部給水区配水管ボールピグ洗浄作業・管内カメラ調査業務委託

ウ　西部給水区配水管洗浄作業業務委託

エ　路面下空洞化調査業務委託

⑶　負担金

埼玉県下水道協会会費

⑷　工事

ア　東部浄水場管理棟事務室等照明器具更新工事

イ　西別府地内配水管改良工事

ウ　（仮称）道の駅「くまがや」 下水道整備工事

⑸　財産管理

備品台帳一覧表

⑹　その他

ア　出勤簿

イ　時間外勤務集計データ

ウ　準公金関係書類

エ　熊谷市水道事業毒物劇物危害防止規定及び薬剤等についての管理簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、経営課、水道課、下水道課、水道庁舎３階会議室

⑵　監査期間

令和８年５月１４日から令和８年６月２９日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

指摘事項なし。

⑵　契約事務

路面下空洞化調査業務委託について、随意契約とする根拠法令が起案書に明記されていなかったので、熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【下水道課】

⑶　負担金

指摘事項なし。

⑷　工事

指摘事項なし。

⑸　財産管理

指摘事項なし。

⑹　その他

準公金について、立替払いされているものが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計処理を行うべきである。　【下水道課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

滞納の未然防止及び債権回収の強化について

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の滞納の未然防止については、他の納付方法より収納率の高い口座振替やクレジットカード払いが効果的である。これらの利用促進に向けた強化月間を設定するなど、納期内納付の推進及び収納率の更なる向上に努められたい。

また、上下水道部所管の債権については、使用者負担の公平性の観点から、滞納の早期解消に向け、所管課が積極的に滞納整理に取り組むとともに、納税課債権管理係との連携を一層強化し、未収金の縮減に取り組まれたい。